

79 昭和十八年度徴兵検査に関する件に付官公私立大学等へ
通牒
〔昭和十七年十二月〕

發文一九二号

裁	12月26日	文書課長	(有原)
決			印
定			
送	12月28日	起案者	(萩原)
			印

昭和十七年十二月二十一日起案 審査掛長 (内藤) 印

事務官 (寺中) 印

文書課長 (清水) 印

大臣 (橋田) 印

(注記1)

次官 (菊池) 印

総務局長 (藤野) 印

(伊藤) 印

専門教育局長 (水井) 印

(江田) 印

国民教育局長 (額田) 印

(久尾) 印

案ノ一 (加筆) (速達)

(岡田) 印 (乙黒) 印 (香山) 印 (増) 印 (久住) 印

年月日

文部次官

(注記2)

地方長官、帝国大学総長、官公私立大学長
 官公私立高等学校長、官公私立(男子)専門学校長

官公私立(男子)実業専門学校長(高等商船ヲ除ク)

高等師範学校長、男子臨時教員養成所管理者、実業学

校教員養成所長、(工芸技術講習所長宛)

習所長宛)

(下) 札

昭和十八年度徴兵検査二関スル件

曩ニ昭和十八年度ニ於ケル大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル文部省令第六十八号公布セラレタル処今般之ニ対応スル為陸軍省令第七十一号「在学徴集延期期間ノ臨時短縮セラレタル者ノ徴兵事務ニ関スル件」制定〔並ニ^(加筆)昭^(抹消)和十六年^(抹消)陸軍省令第十二号中改正ノ件公布セラレ〕相成タルヲ以テ之ガ取扱ニ付テハ左記事項御了知ノ上万遺憾無キ様御措置相成度此段依命通牒ス

追而昭和十八年ニ於テハ特ニ臨時徴兵検査ヲ執行セズ定期徴兵検査ヲ受檢セシムルモノニ有之為念申添

記

一、昭和十八年度徴兵検査ヲ受クベキ者ノ範圍（本月二十一日公布陸軍省令第七十一号第一条）

(1) 現ニ在学スル学年ノ如何ニ拘ラズ昭和十八年十二月三十一日迄ニ昭和十六年^{(陸軍省令第二号第一条第一項若ハ昭和十六年陸軍省令第四十三号第一条ノ規定ノ最高年令ニ該当スル者}

(2) 昭和十六年^{(陸軍省令第二号第一条第二項若ハ昭和十六年陸軍省令第四十三号第二条ノ規定ニ依リ昭和十八年三月三十一日迄ニ在学徴兵延期期間ノ滿了スル者}

(3) 徴兵適令ノ者ニシテ同一学校ニ在学スル期間ガ昭和十六年^{(陸軍省令第二号第一条第二項ニ規定スル期間ヲ超ユルニ至リタル者}

(4) 已ムヲ得ザル事由ニ因リ昭和十七年臨時徴兵検査ヲ受クル

(注記3)

コトヲ得ザリシ者

尚〔^(加筆)二付テハ十二月二十一^{(陸軍省令第二号ニ依リ昭和十六年^(陸軍省令第二号第一条第二項ニ規定)スル徴集ヲ延期シ得ベキ期間ノ中}同一学校ニ在学スル期間ガ当該学校ノ修業年限ヨリ八月ヲ控除シタル期間ノ終迄〕ヲ〔九月ヲ控除シタル期間ノ終迄〕ニ改正セラレタルニ付〔御〕留意ノコト

二、前項各号ニ該当スル者ハ左ノ区分ニ依リ所定ノ手續ノ完了ヲ要スルヲ以テ該当ノ学生生徒ニ対シ之ガ趣旨ノ徹底ヲ期セラレタシ

(1) 在学徴集延期期間滿了届（本月二十一日公布陸軍省令第七十一号第一条第二項ニ依ル様式）

(イ) 提出者 在学徴集延期期間ノ滿了スル者〔前項(一)、

二、三ノ〕〔^(加筆)一〕〔^(抹消)二〕〔^(加筆)三〕〔^(抹消)四〕各号

〔^(加筆)一〕ニ該当スル者

(ロ) 到着期限 昭和十八年〔四〕〔二〕月〔三十一〕〔二十五〕日

(ハ) 差出先 本籍地ノ市町村長

(ニ) 滿了届ハ在学徴集延期期間延長願又ハ届ヲ提出スル見込ノ者ト雖モ一応其ノ手續ヲ為スコトヲ要ス

(ホ) 前項(4)号ニ該当シ昭和十七年臨時徴兵検査ノ際既ニ右滿了届ヲ提出シタル者ハ改メテ差出スニ及バズ

(ヘ) 正当ノ事由ナクシテ右滿了届ヲ為サザル者ニ付テハ罰則ノ定メアリ

(2) 徴〔集〕〔兵〕〔^(抹消)兵〕検査受檢届（本月二十一日公布陸軍省令第七十一号第一条第三項ニ依ル様式）

(注記4)

(イ) 提出者 徴兵適令ノ者ニシテ同一学校ニ在学スル期間

ガ昭和十六年^{陸軍}文部省令第二号第一条第二項ニ

規定スル期間ヲ超ユルニ至リタル者(前項③

号該当者)

(ロ) 到着期限

〔^{抹消}昭和十八年三月二十五日〕〔^{加筆}其ノ他ニ付テハ

〔^{抹消}前項〕〔^{加筆}前(1)号〕ニ準ズ〕

(3) 在学徴集延長期間延長願

(4) 提出者

〔^{抹消}1〕疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ滞

学シタル者〔^{抹消}ハ〕又ハ滞学スベキ見込ノ者

〔^{抹消}2〕徴兵適令ノ者ニシテ〔^{加筆}1〕ニ該当シ〕初

メテ徴集延期ヲ願ハントスルモノ〕

(ロ) 添付書類

学校長ノ滞学証明書

医師ノ診断書(疾病ヲ事由トスルモノニ限ル)

〔^{加筆}在学徴集延長期間滿了届取消願又ハ徴兵檢

査受検届取消願(別紙様式ニ依ル)〕

(ハ) 到着期限

昭和十八年三月二十五日

(ニ) 差出先 本籍地ノ市町村長

〔^{加筆}ホ〕徴兵適令ノ者ニシテ初メテ徴集延期ヲ願ハントスル者ニ

付テモ右ニ準ズ

(4) 在学徴集延長期間延長届

(イ) 提出者

〔^{抹消}1〕専門学校又ハ高等師範学校在学者ニシ

テ大学学部ニ入学スベキモノ〔^{加筆}之ニ〕〔^{抹消}〕ニ準ズ

ル者ヲ含ム)

〔^{加筆}2〕徴兵適令ノ者ニシテ1、ニ該当シ初メ

テ徴集延期ヲ願ハントスルモノ〕

(ロ) 添付書類 学校長ノ推薦書

〔^{加筆}在学徴集延長期間滿了届取消願又ハ徴兵檢

査受検届取消願(別紙様式ニ依ル)〕

(ハ) 到着期限 昭和十八年三月二十五日

(ニ) 差出先 本籍地ノ市町村長

〔^{加筆}ホ〕徴集兵適令ノ者ニシテ初メテ徴集延期ヲ願ハントスル

〔^{抹消}者〕ニ付テモ右ニ準ズ

三、滞学証明書ノ交付ガ「已ムヲ得ザル事由」ニ因ルトキハ昭

和十六年十一月十一日附官文四二四号通牒ノ趣旨ニ依リ十分

審査ノ上交付〔^{抹消}相〕スル様御留意相成度

四、推薦書ハ不日別途通牒ノ範囲内ニ於テ交付スルモノナルニ

付之ガ銓衡ニ当リテハ厳密且迅速ニ御処理相成度

五、定期徴兵検査ハ四月十六日ヨリ七月三十一日迄ノ間二本籍

〔^{抹消}地〕所在ノ徴募区ニ於テ執行セラル、ヲ以テ寄留地ニ於テ身

体検査ヲ受ケントスル者ハ一月三十一日迄ニ到着スル如ク寄

留地ノ兵事官、支庁又ハ市長宛寄留地〔^{抹消}身体検査〕受検通常願

ヲ寄留地ノ市町村長ニ提出スルコトヲ要ス

〔^{抹消}ノ定ニ付御了知相成タシ

〔^{加筆}別紙様式〕〔^{抹消}別紙ニスルコト)〕

在学徴集延長期間滿了届取消願

〔^{抹消}臨時〕徴兵検査受検届

取消願)

今般在学徴集延長期間延長願(届)別紙ノ通差出候ニ付曩ニ提

(注記5)

取消願)

今般在学徴集延長期間延長願(届)別紙ノ通差出候ニ付曩ニ提

出シタル在学徴集延期期間満了届（臨時徴兵検査受検届）ハ之ヲ取消度ニ付此段及願出候也

本人 氏名 及 出生年月日

本籍地 道府県 郡市区 町村 字 番地

現住地 何々

在学スル学校 何学校 何学年

在学スル学校ノ修業年限 何年

年月日

何々聯隊区徴兵官 何某殿

案ノ二

年月日

本人氏 名印

文部次官

宮内次官
内務次官
農林次官
大東亜次官
宛

昭和十八年度徴兵検査ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ今般各学校長等ニ対シ別紙写ノ通牒相相成タル

ニ付貴關係学校ノ参考迄ニ御送付ニ及ブ

（通牒写添付ノコト）

案ノ三

文部大臣

陸軍次官宛

昭和十八年度徴兵検査ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ今般（加筆）各学校長等ニ対シ別紙写ノ通牒相成タル

ニ付御参考迄ニ御送付ニ及ブ

（通牒写添付ノコト）

（加筆）
〔参照〕

陸軍省令案

昭和一七、一二、一〇
兵 備 課

在学徴集延期期間ヲ臨時短縮セラレタル者ノ徴兵事務ニ関スル件左ノ通定ム

昭和十七年十二月 日

陸軍大臣 東條英機

第一条 昭和十六年陸軍省令第二号第一条第二項若ハ昭和十六

年陸軍省令第四十三号第一条ノ規定ニ依リ昭和十八年十二月

三十一日迄（加筆・朱總）ニ在学徴集延期期間ノ満了スル者又ハ昭和十六年

陸軍省令第二号第一条第二項若ハ昭和十六年陸軍省令第四十

三号第二条ノ規定ニ依リ昭和十八年三月三十一日迄（加筆・朱總）ニ在学徴

集延期期間ノ満了スル者（徴兵適齡ノ者ニシテ同一学校ニ在

学スル期間ガ昭和十六年陸軍省令第二号第一条第二項ニ規定

スル期間ヲ超ユルニ至ル者（加筆・朱總）ハ昭和十八年（抹消）一月十五

日（加筆・朱書）（二月二十五日）迄ニ到着スル如ク在学徴集延期期間満了

届（徴兵適齡ノ者ニ在リテハ徴兵検査受検届）ヲ本籍地ノ市

町村長（町村長ニ準ズル者ヲ含ミ東京市、京都市、大阪市、

名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ区長以下之ニ同ジ）ニ

差出スベシ但シ昭和十七年臨時徴兵検査ノ為在学徴集延期期間満了届ヲ差出シタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ニ規定スル在学徴集延期期間満了届ノ様式左ノ如シ

在学徴集延期期間満了届

一本 人 氏名及出生年月日
二本 籍 地 府県郡市区町村字番地
三 現 住 地 何々
四 在学スル学校 何学校何学科第何学年
五 学校ノ修業年限 何年（短縮セラレ居ルモノニ在リテハ当該年限）
六 入学年月日何年何月何日
七 受検予^{（抹消）}予^{（加筆）}定^{（加筆）}地 何々
右在学徴集延期ノ期間満了ニ付及届出候也
年 月 日
本人 氏 名 印
何聯隊区徴兵官殿

第一項ニ規定スル徴兵検査受検届ノ様式左ノ如シ

徴兵検査受検届

一本 人 氏名及出生年月日
二本 籍 地 府県郡市区町村字番地
三 現 住 所 何々
四 在学スル学校 何学校何学科何学年
五 学校ノ修業年限 何年（短縮セラレ居ルモノニ在リテハ当該年限）

六 入学年月日何年何月何日
七 受検予定地 何々
右及届出候也
年 月 日

何聯隊区徴兵官殿

本人 氏 名 印

朝鮮、台湾、関東州又ハ滿洲国ニ在留スル者ニシテ第一項ノ規定ニ該当スル者ハ第一項ノ規定ニ依ルノ外兵役法施行規則第六十四条ノ三第一項ニ規定スル在留地徴兵検査受検届ヲ昭和十八年一月^{（加筆・朱書）}二十五日迄ニ到着スル如ク町村長該当者ニ差出スベシ

第二条 市町村長ハ在学徴集延期期間満了届又ハ徴兵検査受検届ヲ受ケタルトキハ在学徴集延期期間ノ臨時短縮ニ依リ徴兵

検査ヲ受クベキ人員^{（加筆・朱書）}（以下受検人員ト略称ス）ヲ町村長ニ在

リテハ在学徴集延期期間満了届又ハ徴兵検査受検届ト共ニ昭和十八年一月^{（抹消）}二十五日^{（加筆・朱書）}迄ニ到着スル如ク地方事務

所長又ハ支庁長ニ、市長ニ在リテハ昭和十八年^{（抹消）}一月三十一日^{（加筆・朱書）}迄ニ到着スル如ク聯隊区司令官ニ之ヲ差出スベシ

町村長該当者ハ在留地徴兵検査受検届ヲ受ケタルトキハ之ヲ

取纏メ昭和十八年一月^{（抹消）}二十五日^{（加筆・朱書）}迄ニ到着スル如ク在留地兵事官ニ差出スベシ

第三条 地方事務所長又ハ支庁長ハ前条第一項ノ規定ニ依リ町村長ノ差出シタル書類ヲ受ケタルトキハ之ニ依^{（抹消）}ル徴兵検査

ヲ受クベキ人員ヲ^(加筆・朱書)〔リ受検人員ヲ〕調査シ昭和十八年^(抹消)〔二月三十一日〕^(加筆・朱書)〔二月五日〕迄ニ到着スル如ク聯隊区司令官ニ之ヲ送付スベシ

在留地兵事官ハ前条第二項ノ規定ニ依リ町村長該当者ノ差出シタル書類ヲ受クタルトキハ之ニ依^(抹消)ル徴兵検査ヲ受クベキ人員ヲ^(加筆・朱書)〔リ受検人員ヲ〕調査シ昭和十八年^(抹消)〔一月三十一日〕^(加筆・朱書)〔二月五日〕迄ニ到着スル如ク陸軍兵事部長ニ之ヲ送付スルト

共ニ受検者ノ本籍、氏名其ノ他必要ナル事項ヲ本人本籍地ノ地方事務所長、支庁長又ハ市長ニ^(抹消)〔周〕^(加筆)知スベシ

第四条 聯隊区司令官又ハ陸軍兵事部長ハ地方事務所長、支庁長、市長又ハ在留地兵事官ヨリ送付シタル^(抹消)〔徴兵検査〕受検人員ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ聯隊区^(抹消)〔兵事部〕ノ受検人員ヲ調査シ昭和十八年二月^(抹消)〔五〕^(加筆・朱書)〔十〕日迄ニ到着スル如ク之ヲ師

団長^(抹消)〔台湾、関東州及滿洲国ニ在リテハ軍管区徴兵官タル軍司令官〕ニ差出スベシ

第五条 師団長ハ聯隊区ノ受検人員ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ師管受検人員ヲ調査シ昭和十八年二月^(抹消)〔十〕^(加筆・朱書)〔五〕日迄ニ到着スル如ク軍司令官ニ之ヲ差出ス^(抹消)〔ベシ〕^(加筆・朱書)〔ト共ニ陸軍大臣ニ提出スベシ〕

〔台湾軍司令官ニアリテハ前項期日迄ニ到着スル如ク之ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ〕

第六条 ^(抹消)〔軍司令官ハ師管^(抹消)〔兵事区〕受検人員ニ基キ軍管区受検人員ヲ調査シ昭和十八年二月十五日迄ニ到着スル如ク陸軍大臣ニ之ヲ提出〕^(加筆・朱書)〔兵役法施行規則第七十八条乃至同第八十二

条ノ規定ニ依ル壯丁人員表備考欄ニハ本令第二条乃至第五条ノ規定ニ依リ提出スル人員ヲ含ムヤ否ヤヲ明記〕スベシ^(加筆・朱書)

第七条 本令^(抹消)〔ニ依リ徴兵検査ヲ受クベキ者ニシテ〕^(加筆・朱書)〔第一条ノ該当者ニシテ〕昭和十六年^(陸軍省令第二号第二号)又ハ昭和十六年陸軍省令第四十三号^(陸軍省令第二号)規定ニ依リ在学徵集延长期間ノ延長ヲ願ハントスルモノ^(徴兵適齡ノ者ニシテ初メテ徵集延期ヲ願ハントスルモノヲ含ム)ハ昭和十六年陸軍省令第四十四号^(徴兵適齡ノ者ニシテ初メテ徵集延期ヲ願ハントスルモノヲ含ム)第一条規定スル在学徵集延长期間延長願^(之ニ添付スベキ書類ヲ含ム)ヲ昭和十八年^(抹消)〔二月十五日〕^(加筆・朱書)〔三月二十五日〕迄ニ到着スル如ク本籍地ノ市町村長ニ差出スベシ

第八条 本令^(抹消)〔ニ依リ徴兵検査ヲ受クベキ〕^(加筆・朱書)〔第一条該当者中〕専門学校又ハ高等師範学校在学者ニシテ大学令ニ依ル大学学部ニ入学スベキモノ^(之ニ準ズルモノヲ含ム)ハ昭和十六年陸軍省令第四十四号^(徴兵適齡ノ者ニシテ初メテ徵集延期ヲ願ハントスルモノヲ含ム)第四条規定スル在学徵集延长期間延長願^(之ニ添付スベキ書類ヲ含ム)ヲ昭和十八年^(抹消)〔二月十五日〕^(加筆・朱書)〔三月二十五日〕迄ニ到着スル如ク本籍地ノ市町村長ニ差出スベシ

第九条 本令ニ依リ徴兵検査ヲ受ケ現役兵ニ決定シタル者ニ関スル戸籍抄本ノ送付期日ハ市町村長ニ在リテハ昭和十八年十月十日迄ニ、聯隊区司令官ニ在リテハ昭和十八年十月二十日迄トス

第十条 聯隊区司令官ヨリ入営部隊ノ長ニ現役兵壯丁名簿ヲ送付スベキ期日ハ昭和十八年十月二十日迄トス

第十一条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

(注記6)

条ノ規定ニ依ル壯丁人員表備考欄ニハ本令第二条乃至第五条ノ規定ニ依リ提出スル人員ヲ含ムヤ否ヤヲ明記〕スベシ^(加筆・朱書)

第七条 本令^(抹消)〔ニ依リ徴兵検査ヲ受クベキ者ニシテ〕^(加筆・朱書)〔第一条ノ該当者ニシテ〕昭和十六年^(陸軍省令第二号第二号)又ハ昭和十六年陸軍省令第四十三号^(陸軍省令第二号)規定ニ依リ在学徵集延长期間ノ延長ヲ願ハントスルモノ^(徴兵適齡ノ者ニシテ初メテ徵集延期ヲ願ハントスルモノヲ含ム)ハ昭和十六年陸軍省令第四十四号^(徴兵適齡ノ者ニシテ初メテ徵集延期ヲ願ハントスルモノヲ含ム)第一条規定スル在学徵集延长期間延長願^(之ニ添付スベキ書類ヲ含ム)ヲ昭和十八年^(抹消)〔二月十五日〕^(加筆・朱書)〔三月二十五日〕迄ニ到着スル如ク本籍地ノ市町村長ニ差出スベシ

第八条 本令^(抹消)〔ニ依リ徴兵検査ヲ受クベキ〕^(加筆・朱書)〔第一条該当者中〕専門学校又ハ高等師範学校在学者ニシテ大学令ニ依ル大学学部ニ入学スベキモノ^(之ニ準ズルモノヲ含ム)ハ昭和十六年陸軍省令第四十四号^(徴兵適齡ノ者ニシテ初メテ徵集延期ヲ願ハントスルモノヲ含ム)第四条規定スル在学徵集延长期間延長願^(之ニ添付スベキ書類ヲ含ム)ヲ昭和十八年^(抹消)〔二月十五日〕^(加筆・朱書)〔三月二十五日〕迄ニ到着スル如ク本籍地ノ市町村長ニ差出スベシ

第九条 本令ニ依リ徴兵検査ヲ受ケ現役兵ニ決定シタル者ニ関スル戸籍抄本ノ送付期日ハ市町村長ニ在リテハ昭和十八年十月十日迄ニ、聯隊区司令官ニ在リテハ昭和十八年十月二十日迄トス

第十条 聯隊区司令官ヨリ入営部隊ノ長ニ現役兵壯丁名簿ヲ送付スベキ期日ハ昭和十八年十月二十日迄トス

第十一条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第十二条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第十三条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第十四条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第十五条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第十六条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第十七条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第十八条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第十九条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第二十条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第二十一条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第二十二条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第二十三条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第二十四条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第二十五条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

第二十六条 正当ノ事由ナクシテ第一条規定スル在学徵集延期

期間満了届ヲ為サザル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔加筆〕
〔参照〕
陸軍省令第 号案
文部省令第 号案

昭和十六年^{陸軍省令第二号}中左ノ通改正ス

昭和十七年十二月 日

陸軍大臣 東條英機

文部大臣 橋田邦彦

第一条第二項中「昭和十六年文部省令第七十九号又ハ昭和十六年文部省令第八十一号」ヲ「昭和十六年文部省令第七十九号、同第八十一号又ハ昭和十七年文部省令第六十八号」ニ「八月」ヲ「九月」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正理由

昭和十八年度ニ於テハ臨時徴兵検査ヲ行フコトナク一般徴兵検査ト同時ニ実施セラルル為徴集延期期間ノ終期ヲ繰上ゲ昭和十八年度受検見込人員中ニ入ラシムルノ要アリ
現在ノ「八月控除」ニテハ終期ハ昭和十八年一月末日ナル為二月十日迄ニ陸軍大臣ニ提出スベキ受検見込人員ニ加ヘラレス別途追加ノ形式トナリ配賦作業上支障アルニ由ル

●陸軍省令第七十一号

在学徴集延期期間ヲ臨時短縮セラレタル者ノ徴兵事務ニ関スル件左ノ通定ム
〔加筆・朱意〕

昭和十七年十二月二十一日

陸軍大臣 東條英機

第一条 昭和十六年^{陸軍省令第二号}第一条第一項若ハ昭和十六年^{陸軍省令第四十三号}第一条ノ規定ニ依リ昭和十八年十二月三十一日迄ニ在学徴集延期期間ノ満了スル者又ハ昭和十六年^{陸軍省令第二号}第一条第二項若ハ昭和十六年^{陸軍省令第四十三号}第二条ノ規定ニ依リ昭和十八年三月三十一日迄ニ在学徴集延期期間ノ満了スル者（徴兵適齡ノ者ニシテ同一学校ニ在学スル期間ガ昭和十六年^{陸軍省令第二号}第一条第二項ニ規定スル期間ヲ超ユルニ至ル者ヲ含ム）ハ昭和十八年一月二十五日迄ニ到着スル如ク在学徴集延期期間満了届（徴兵適齡ノ者ニ在リテハ徴兵検査受検届）ヲ本籍地ノ市町村長（町村長ニ準ズル者ヲ含ミ東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ区長以下之ニ同ジ）ニ差出スベシ但シ昭和十七年臨時徴兵検査ノ為在学徴集延期期間満了届ヲ差出シタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スル在学徴集延期期間満了届ノ様式左ノ如シ

在学徴集延期期間満了届

- 一 本人 氏名及出生年月日
- 二 本籍地 府県郡市区町村字番地
- 三 現住地 何々
- 四 在学スル学校 何学校何学科何学年

五 学校ノ修業年限 何年（短縮セラレ居ルモノニ在リテ

ハ当該年限）

六 入学年月日 何年何月何日

七 受検予定地 何々

右在学徴集延期ノ期間満了ニ付及届出候也

年 月 日

本人 氏 名 印

何聯隊区徴兵官殿

第一項ニ規定スル徴兵検査受検届ノ様式左ノ如シ

徴兵検査受検届

一 本 人 氏名及出生年月日

二 本 籍 地 府県郡市区町村字番地

三 現 住 所 何々

四 在学スル学校 何学校何学科何学年

五 学校ノ修業年限 何年（短縮セラレ居ルモノニ在リテ

ハ当該年限）

六 入学年月日何年何月何日

七 受検予定地何々

右及届出候也

年 月 日

本人 氏 名 印

何聯隊区徴兵官殿

朝鮮、台湾、関東州又ハ滿洲国ニ在留スル者ニシテ第一項ノ規定ニ該当スル者ハ第一項ノ規定ニ依ルノ外兵役法施行規則第百

六十四条ノ三第一項ニ規定スル在留地徴兵検査受検届ヲ昭和十

八年一月二十五日迄ニ到著スル如ク町村長該当者ニ差出スベシ

第二条 市町村長ハ在学徴集延期期間満了届又ハ徴兵検査受検

届ヲ受ケタルトキハ在学徴集延期期間ノ臨時短縮ニ依リ徴兵

検査ヲ受クベキ人員（以下受検人員ト略称ス）ヲ町村長ニ在

リテハ在学徴集延期期間満了届又ハ徴兵検査受検届ト共ニ昭

和十八年一月三十一日迄ニ到著スル如ク地方事務所長又ハ支

庁長ニ、市長ニ在リテハ昭和十八年二月五日迄ニ到著スル如

ク聯隊区司令官ニ之ヲ差出スベシ

町村長該当者ハ在留地徴兵検査受検届ヲ受ケタルトキハ之ヲ

取纏メ昭和十八年一月三十一日迄ニ到著スル如ク在留地兵事

官ニ差出スベシ

第三条 地方事務所長又ハ支庁長ハ前条第一項ノ規定ニ依リ町

村長ノ差出シタル書類ヲ受ケタルトキハ之ニ依リ受検人員ヲ

調査シ昭和十八年二月五日迄ニ到著スル如ク聯隊区司令官ニ

之ヲ送付スベシ

在留地兵事官ハ前条第二項ノ規定ニ依リ町村長該当者ノ差出

シタル書類ヲ受ケタルトキハ之ニ依リ受検人員ヲ調査シ昭和

十八年二月五日迄ニ到著スル如ク陸軍兵事部長ニ之ヲ送付ス

ルト共ニ受検者ノ本籍、氏名其ノ他必要ナル事項ヲ本人本籍

地ノ地方事務所長、支庁長又ハ市長ニ通知スベシ

第四条 聯隊区司令官又ハ陸軍兵事部長ハ地方事務所長、支庁

長、市長又ハ在留地兵事官ヨリ送付シタル受検人員ヲ受ケタ

ルトキハ之ニ基キ聯隊区（兵事部）ノ受検人員ヲ調査シ昭和

十八年二月十日迄ニ到着スル如ク之ヲ師団長（台湾、関東州及満洲国ニ在リテハ軍管区徴兵官タル軍司令官）ニ差出スベシ

第五条 師団長ハ聯隊区ノ受検人員ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ師管ノ受検人員ヲ調査シ昭和十八年二月十五日迄ニ到着スル如ク之ヲ軍司令官ニ差出スト共ニ陸軍大臣ニ提出スベシ

関東軍總司令官並ニ台湾軍司令官ニ在リテハ前項期日迄ニ到着スル如ク之ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

第六条 兵役法施行規則第七十八条乃至同第八十二条ノ規定ニ依ル壯丁人員表備考欄ニハ本令第二条乃至第五条ノ規定ニ依リ提出スル人員ヲ含ムヤ否ヤヲ明記スベシ

第七条 本令第一条ノ該当者ニシテ昭和十六年^{陸軍省令}第二条ノ規定又ハ昭和十六年^{陸軍省令}第四十三号^{文部省令}第二条ノ規定ニ依リ在学徴集延期期間ノ延長ヲ願ハントスルモノ（徴兵適齡ノ者ニシテ初メテ徴集延期ヲ願ハントスルモノヲ含ム）ハ昭和十六年^{陸軍省令}第四十四号^{文部省令}第一条ノ規定スル在学徴集延期期間延長願（之ニ添附スベキ書類ヲ含ム）ヲ昭和十八年三月二

十五日迄^{加筆・朱線}ニ到着スル如ク本籍地ノ市町村長ニ差出スベシ

第八条 本令第一条該当者中専門学校又ハ高等師範学校在学者ニシテ大学令ニ依ル大学学部ニ入学スベキモノ（之ニ準ズルモノヲ含ム）ハ昭和十六年^{陸軍省令}第四十四号^{文部省令}第四条ノ規定スル在学徴集延期期間延長届（之ニ添附スベキ書類ヲ含ム）ヲ昭和十八年三月二十五日迄^{加筆・朱線}ニ到着スル如ク本籍地ノ市町村長ニ差出スベシ

第九条 本令ニ依リ徴兵検査ヲ受ケ現役兵ニ決定シタル者ニ關スル戸籍抄本ノ送付期日ハ市町村長ニ在リテハ昭和十八年十月十日迄ニ、聯隊区司令官ニ在リテハ昭和十八年十月二十日迄トス

第十条 聯隊区司令官ヨリ入營部隊ノ長ニ現役兵壯丁名簿ヲ送付スベキ期日ハ昭和十八年十月二十日迄トス

第十一条 正当ノ事由ナクシテ第一条ノ規定スル在学徴集延期期間満了届ヲ為サザル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十六年^{十月十六日}陸軍省令第四十三号ハ在学徴集延期期間ノ臨時特例、同第四十四号ハ在学徴集延期期間ノ延長ニ關スル件ナリ

●^{陸軍省令}第二号

昭和十六年^{陸軍省令}第二号中左ノ通改正ス

昭和十七年十二月二十一日

陸軍大臣 東條英機
文部大臣 橋田邦彦

第一条第二項中「昭和十六年^{文部省令}第七十九号又ハ昭和十六年^{文部省令}第八十一号」ヲ「昭和十六年^{文部省令}第七十九号、昭和十六年^{文部省令}第八十一号又ハ昭和十七年^{文部省令}第六十八号」ニ、「八月」ヲ「九月」ニ改ム^{加筆・朱線}

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十六年十月十陸軍省令第二号在学徴集延期期間ノ短縮ニ

関スル件抄録

第一条第一項及第二項

兵役法施行令第一百一条第二項ノ規定ニ依リ兵役法施行令第一百一条第一号ニ掲グル学校ニ在学スル者ニ付兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ベキ期間ハ兵役法施行令第一百一条第一項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ内左ノ区分ニ依ル

(左表略ス)

前項ニ規定スル期間内ノ者ト雖モ同一学校ニ在学スル期間ガ当該学校ノ修業年限(昭和十六年文部省令第七十九号又ハ昭和十六年文部省令第八十一号ニ依リ短縮セラレタルモノニ在リテハ当該修業年限以下之ニ同ジ)ヨリ八月ヲ控除シタル期間(専門学校又ハ高等師範学校ニ在学スル者ニシテ大学令ニ依ル大学学部ニ入学スベキモノ及中学校、実業学校、師範学校、青年学校教員養成所、高等学校又ハ大学令ニ依ル大学予科ニ在学スル者ニ在リテハ修業年限)ヲ超ユルニ至リタル者ニ付テハ其ノ徴集ヲ延期シ得ベキ期間ハ当該期間ノ終迄トス

(注記1)

〔記録掛 24・6・21 受領〕

(注記2)

〔扶清(加筆) 九〕(一七) (簿冊内件名番号)

(注記3)

〔扶原 九〕

(注記4)

〔?〕

(注記5)

〔扶原 九〕

(注記6)

〔?〕

(下札)

〔種別 よ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 地方長官、官公私立大
学長等へ通牒 昭和十八年度徴兵検査ニ関スル件(在学徴集延
期々間ノ臨時短縮セラレタル者ノ徴兵事務ニ関スル件) / 番号
/ 結了年月日 昭一七、十二、二六 / 保存年限 / 枚数 〕

〔自昭16年至昭17年 学生生徒総規
第6冊〕 文部省 3A.32-6,245